

民衆による「社会的抵抗」の現代的意義

—「文化大革命型の政治運動モデル」と近年の「群体性事件」—

山本恒人

はじめに

愛知大学 ICCS 国際シンポジウム「三つの世代を越えて見えて来るもの：文革世代、六四世代、そして八〇后世代へ」において、筆者が行った報告「『文化大革命』の限界と、なおそれが今日に問いかけるもの」は、本来、次のような構成をもつものであった。

I. 中国の経済社会の現状

1. 中国の社会階層の分析
2. 警戒ラインを超えるジニ係数(2010年)
3. 下位階層は労働者・農民層
4. 経済格差是正の展望

II. 中国の現状は市場化がもたらしたのか、歴史通貫的なものなのか。

1. 毛沢東体制と資本蓄積構造
2. 「毛沢東支配下の現実的矛盾」(楊曦光)と「文化大革命」
3. 底辺層の造反とその抑圧；毛沢東崇拜の下での一党独裁体制の再生
4. 楊曦光→李一哲→魏京生→6・4→零八宣言
5. 「文化大革命」克服の道；現共産党一党独裁体制と毛沢東体制は異質か

しかし、時間的制約を考慮するとともに、現代的な「社会的抵抗」の根拠を強調することを重視し、当日の報告を上記 I に限定することにした。また、筆者がコメントを担当した南開大学歴史学院・江沛教授のご報告「伝

統価値、社会問題視野下的中国“文化大革命”は、実は上記 II の内容にかかわるものであった。それゆえ、本稿では江沛教授報告に対して筆者が行ったコメントを本稿 1 に全文再録し、その重要な論点を明らかにしたうえで、以下、それとの関連で筆者が予定していた報告 I、II の全体像を論ずることにしたい(注 1)。

1. 問題の所在—江沛教授の指摘(注 2)

江沛教授は、大変スケールの大きな視点を提示された。一つは、伝統的価値体系としての「華夏中心主義」とそれを思想的、道徳的背景とする民族主義の問題である。「文化大革命時期は中国を世界革命の中心とする新しい華夏中心主義であった」という視点は、私にとって新鮮なものであった。また、鄧小平の改革開放政策とそれによって世界第二の経済大国となった結果、日清戦争以来 20 世紀末まで続いた「日本を中心」とする東アジアの国際関係は、「中国を中心」とする東アジアの国際関係の時代が変わろうとしている。このような日本と中国との競争関係が日中関係悪化の背景となっており、民族主義と道徳中心主義の高揚期を迎えている、との指摘も重要であり、同感する。

日本のある啓蒙主義の学者(内田樹)は次のように指摘している(注 3)。いわゆる領土問題における鄧小平による「棚上げ論」に

について、「これはどんな政治家にでも言える言葉ではない。政権基盤が安定しており、補償問題・領土問題でどのような譲歩カードを切っても、それによって国内の統制が乱れる不安のない強い政治家にしか言うことのできない言葉である。どこの国でも領土問題の炎上と鎮静は政権の安定度と相関する」。江沛教授は、世界第二の大国となった現在、中国の政権は鄧小平のような抑制的姿勢は時代遅れと考えていると、判断されるか、あるいは現在の中国の政権も「華夏中心主義」と無縁ではありえない、と考えておられるのであろうか。

第二は、江沛教授の「文化大革命型の政治運動モデル」についてのご指摘は正しい。「全ては革命のため（一切為革命）」の名のもとにあらゆる暴乱行為を許すというのは全くの誤りである、と筆者自身も考える。ただ、筆者は「文化大革命型の政治運動モデル」という場合、権力闘争と結びついた政治動員形式の問題点として「文化大革命型の政治運動モデル」と概括するのは正しいとしても、そのように概括することによって、とくに「下層民衆による異議申し立て」それ自体に対する積極的評価が抜け落ちてしまっただけではない、と考える。下からの「下層民衆による異議申し立て」がなぜ暴力行為になってしまったかという問題は、上からの政治動員と密接にかかわっているが、「下層民衆による異議申し立て」の発生と社会運動としての独自の存在意義を検討する課題は残る。

第三に、「中国模式」に対する江沛教授の批判的視点は私も同感であるし、「資源分配不均等、利益分配失衡、収入分配不公」が今日のキー問題であるのご指摘は極めて重要である。上で述べた文化大革命時期の「下層民衆による異議申し立て」というのはこのキー問題とかかわる問題である。「資源分配不均等、利益分配失衡、収入分配不公」が、な

ぜ開明的な改革・開放の時代にこのように存在し、拡大しているのか。現在も民衆が至るところで「異議申し立て」を行っていることに対して、政権はなぜかくも鈍感であるのか、という問題である。

筆者は薄熙来等による「毛沢東時代」への回帰の風潮は支持できない。文化大革命時期の「下層民衆による異議申し立て」と改革・開放の時代の民衆による「異議申し立て」の共通性と相違性を明らかにするとともに、政権がこれらに対して鈍感であり続ける根拠を解明していくことの重要性を痛感している。

客体化されてきた民衆が、意思決定およびそれにもとづく行動の主体となることと、江沛教授が最後に指摘された「人権、自由、民主」が中国に根付き、花開くこととは全く同一の過程なのである。

2. 文化大革命における「下からの異議申し立て」・「社会衝突」的側面

毛沢東支配下の現実的矛盾と対峙した存在

筆者の文化大革命分析は、もちろん文化大革命を肯定するためのものではない。中国の政権や日本の多くの研究者が立つ「文化大革命＝権力闘争」論が持つ一面性に強く反発する議論なのである。筆者の基本的視点は、文化大革命の「下からの抵抗あるいは革命」的側面、および「社会衝突」的側面の分析抜きに文化大革命を総括することからは、二度と文化大革命を再生させないという保証は、生まれえないというところにある。

筆者の文化大革命に対する固有の分析は次のようになる（注4）。1966年末から67年初めにかけてのいわゆる「権力奪取」局面で、文革派の支持を受けた「紅色労働者造反総団」（臨時工・契約工造反組織）という超過激集団が労働部と全国総工会を占拠し、双方の幹部を吊し上げるとともに、臨時工制度が労働

者階級を分裂させる資本主義復活の制度だとして、当局に「臨時工制度撤廃」通告を作成させ、全国に飛行機で搬送し、労働現場を大混乱に陥れた事件は象徴的な事件である。これをきっかけに文革は最も血生臭い局面へと突入していった。まさに「合理的低賃金制」が大量化した底辺層の反乱である。探せばほかにも、国有・計画制度の枠組みに収めきれず、過酷な労働と生活環境に追いこまれてきたさまざまな国民層が文革をきっかけに一斉に不満と要求を噴出させているという情報が溢れ出てくる。すでに改革開放路線に歩みだしていた中国共産党は、文革は毛沢東によって引き起こされ、人民を大きな厄災に巻き込み、おびただしい犠牲を生み出した誤りと総括していたが、筆者は一面を正しく摘出していることを認めつつ、大きな違和感を覚えたのである。中国共産党の文革総括は大きな意味で「権力闘争」視点であるが、筆者の文革論は「社会衝突」視点だといえる。農村と農業に対しては国家投資を回避して自力更生を求めるばかりか資源流出を強制し、都市においてのみ計画経済と国有企業内福祉制度を平等と公平の名のもとに適用し、それに収めきれない諸層を枠外底辺層として酷使してきたことは、都市と農村、都市内部にさまざまな利益対立構造を生み出し、一触即発の政治的緊張を累積していたのである。

2300万人の餓死者を生み出した大躍進政策の実行と失敗は、中兼和津次によれば「あくまでも毛沢東個人のユートピア主義こそが、彼の絶大なるカリスマ性を背景に実現したものである」（注5）といった粗略なものとなる。これに比べれば、小島麗逸が分析したように、国家から見放された農民が凶作地を中心に集団的労働投資（無償の人海戦術）で水利灌漑施設の建設運動を起こし、自力で農業の生産条件を変え、生存的危機を突破しようとし、それに触発された毛沢東が全国に号令

し、ありとあらゆる建設運動が巻き起こり、耕地労働が引き抜かれた結果、農業生産が破綻しただけでなく、いわゆる全国計画が吹っ飛び、全国経済の大混乱に帰結したと考えるべきである（注6）。何億という民衆の大躍進へのなだれ込みが、毛沢東の個人的な資質やカリスマ性にもとづく誘導によってのみ生じうると捉えるのは余りにも素朴に過ぎると、言わざるを得ない。

ともあれ、筆者は「1960年代において中国社会主義が直面していた課題を、劉少奇も、また毛沢東も掌握することに失敗していたのであって」、「諸層の造反はそれ自体としてすでに権力闘争の域を越え、『体制』批判の領域に実質的に踏み込むものだったのである。担った犠牲の大きかった階層ほど造反が徹底していたが、その中から人民中国史上初めて下から形成された全国的大衆組織が登場したのである。しかしこれらの組織的造反の発展も、ほとんどが奇しくも1967年2月17日に転機を迎え、2月25日をもって一斉弾圧の対象とされた。この弾圧も『毛沢東の道』に外ならぬことを悟って初めて、自らを苦しめてきた現実的矛盾が実は『毛沢東支配下の現実的矛盾』であることを、『省無聯』（湖南省無産階級革命派大聯合委員会）のように知ることになる。」という視点を提示することができたのである（注7）。

楊曦光は、中央文革小組によって弾圧される直前に、「中国はどこへ行く？」（1968年1月）を執筆し、「毛沢東支配下の現実的矛盾」を指摘して（注8）、各層に大きな反響を呼んだ。その基本的な趣旨は、「毛沢東支配下の現実的な矛盾を批判」し、文化大革命の徹底をよびかけるものであった。文化大革命の徹底が事態の真の解決を導くのかどうかという問題は別として、毛沢東と文革派が勝利しつつあった時に、中国の本当の問題を提起しえたというのは彼の知性の秀逸さをもの

がたっており、民主化運動の先駆けとなった李一哲の大字報「社会主義における民主と法制」、「北京の春・民主の壁」運動、第1次天安門事件、第2次天安門事件、最近の零八宣言に至るまで深い影響を与え続けているのである。ここに言う本当の問題とは、結論のみいえば、「共産党一党独裁下の社会主義体制が国民にいかにかに困難を強いるか」にほかならない。

単位間の公民権獲得競争の展開

以上のような筆者の視点に対して、同じ時期の中国の過程を社会学的方法によって分析したのが楊麗君である。楊は党政一体化体制の担い手としての「単位」制度と国家が社会を究極までコントロールする方法となった戸籍制度を重視する。「単位」は国家以外に資源を再配分する権利を持つ唯一の組織であり、国家と「単位」、「単位」と個人の間に関係を作り出すと同時に、「単位」間に公民権の獲得競争が生じ、「単位」内部では国家代理人と成員との間に「パトロン・クライアント」の関係を生じしめる。このようにして国家権力が社会に浸透し、その結果公的領域が拡大される一方で私的領域が圧縮され、社会領域が公有化されていった（注9）。これによってもたらされたものは、新官僚特権階級の成立、集権化による社会の積極性の弱体化、さまざまな社会的抵抗（農村の騒擾、労働者のスト、知識人の不満）の増大、個人の国家に対する依存度の上昇、である。以上のような問題を解決するために毛沢東は分権を志向するようになり、経済的分権としての大躍進政策を展開することになった、と指摘する（注10）。

要するに、ここで確認されなければならないことは、文化大革命前夜までに「毛沢東支配下の現実的矛盾」すなわち「共産党一党独裁下の社会主義体制が国民に強いた困難」が

多領域に渡って存在したこと、それが一方では「『単位』間に公民権の獲得競争」を生み出すとともに、他方では「さまざまな社会的抵抗（農村の騒擾、労働者のスト、知識人の不満）」を増大させていたことである。

3. 文化大革命期における暴力拡大の要因

政治動員と集団的暴力

文革以前には社会的混乱には至らなかった公民権の獲得競争が、なぜ文革期に歯止めのきかない大混乱をもたらしたのか、楊麗君はその原因として制度化の度合いの低さを指摘している。国家、社会、国家社会の相互作用のいずれにおいても制度化の度合いは低かった。法制の欠如や毛沢東のカリスマ的権威への依存は一旦政治的混乱に陥ると、社会的安定維持の装置としての国家的機能が弱体化される。社会の自治能力が低ければ公民権の獲得競争は国家の政治動員を舞台として派閥を形成することによって担われる。国家と社会の相互作用もそれが制度化されていなければ社会の政治参加のチャンネルは閉ざされ、権力の乱用を抑制するメカニズムも生まれない。こうして政治動員が派閥間の公民権の獲得競争を無政府化し、無政府状態の下での派閥間の衝突が集団的暴力行為を極限化していったのである、と分析している（注11）。

文化大革命とその暴力形態を以上のようにとらえる楊麗君は、改革・開放期の変化を次のように概括する。①私的領域の存在と発展を国家が容認し、それにより国家と社会が一体化する制度的空間配置が解体されたこと。②私的領域の存在と発展により、社会成員は公的領域だけでなく私的領域でも公民権がえられるようになったこと。③国家機構、国家法制、共産党内部の制度など国家制度の成熟と社会の制度化の進展（半政府的とはいえ社会団体の自主権の増大）、国家と社会の相互

作用における制度化（基層レベルでの人民の政治参加、幹部任前公示制度）による民意の反映の進展。④政治動員の廃止などに現われている、と評価している（注12）。このような制度的環境の変化によって、「文革と類似する形態の社会運動の再発はすでに不可能」（注13）となり、「新たな形態の社会運動を生み出す土壌」が形成されている。国家再建過程における今日の社会問題は、①都市と農村に錯綜する収入配分の格差、②官僚の汚職問題、③イデオロギーの後退による「信仰の危機」、④非国営企業の増加にもとづく労使紛争に代表される（注14）。

こうして、楊麗君は制度的な空間配置の変化は社会運動を毛沢東期の政治動員型から変化させ、①社会的自発性、②区域性と分散性、③抗議対象の多様化といった特徴を備えるものに変化しつつある、と言う。改革はかつてのような混乱をもたらす制度的要因をコントロールすることによって「新たな社会運動をもたらす制度的要因」を作り出した。しかし、「新しい社会運動の発生は政治・経済改革を促進するパワーになりうる」のである（注15）。

楊麗君の分析は、「政治動員」と「暴力拡大」との関係性を明らかにしている。国家体制は制度化の度合いが低く、法治は望むべくもない。社会は自治能力が低い状態の下で、公民権獲得競争（資源の希少性という制約のもとで、公民としての認知、公民としての権利の確保、公民としての権利の拡大を求める公民間の競争）は国家による政治動員という舞台で、当初は政治動員への対応力をめぐって争われる。その対応力は派閥の形成と拡大によって強化される。国家体制の間に権力闘争が発生すると、派閥は権力闘争の担い手と結びつくことによって強化される。権力闘争の肥大化によって、国家体制に無政府状態がもたらされると派閥間の競争と衝突は、必

然的に派閥間の集団的暴力行為へと極限化していくのである。

全国的大衆組織の登場と圧殺

しかし、これは「単位」を形成しえた社会組織とその構成メンバーについては該当しても、もともと「単位」ですら形成しえなかった諸層には当てはまらない。「国有・計画制度の枠組みに収めきれず、過酷な労働と生活環境に追いこまれてきたさまざまな国民層」、言い換えれば「2等・3等公民」にとっては、国家体制の無政府状態化は国家・計画制度の従来の枠組みを解体し、公民としての基本的地位を回復する絶好の機会だったのである。この運動は国家権力によって厳禁されてきた下から形成された「全国的大衆組織」によってしか展望は切り開かれない。こうして行動し始めた「全国的大衆組織」は文革小組による認知を得、「奪権闘争」という極限的暴力の担い手となり、結果的に文革小組による「文革総仕上げ」に加担し、その挙句に、共産党一党独裁体制再編の道筋で一挙に葬り去られてしまったのである。

国有・計画制度の枠組み内部にあった「単位」とその構成メンバーの運動であれ、その枠組みから疎外されていた諸層の運動であれ、彼らの「社会的抵抗」と暴力への傾斜が「政治動員」と深く関連していたことは確かである。その意味で、江沛教授が「文化大革命型の政治運動モデル」と概括され、その運動の特徴を「暴乱行為」とされたことは正しい。しかしながら、もし「政治動員」がなかったとすれば「毛沢東支配下の現実的矛盾」すなわち「共産党一党独裁下の社会主義体制が国民に強い困難」は望ましい方向性と形態とをもって解決に向かったのであろうか。筆者はその可能性は極めて小さいと考えている。

公民権の確立と社会的抵抗の脱暴力化との関係性

以上のことから、先ず、国民諸層全般の公民権の確立は上から与えられるものではなく、また公民権は階層的区分（「出身血統主義」）や社会的差別（戸籍制度等）とは無縁のものであり、さらに政治動員への参加によって認知されるものでもなく、国民諸層にとって所与のもの、すなわち生まれながらにして備わる権利でなければならない。それは法治社会の成立と不可分のものなのである。これが欠如するところには必然的に「社会的抵抗」が生まれ、増殖することになる。改革・開放後の制度的空間の変化を評価して、楊麗君は「文革と類似する形態の社会運動の再発はすでに不可能」となり、「新たな形態の社会運動を生み出す土壌」が形成されている、と楽観的な展望を提示しているが、筆者はそう願いつつも問題解決はスタートラインに立ったに過ぎないと考えている。

**4. 激増する群体性事件とその背景
貧富の格差拡大と群体性事件**

2012年に全国で発生した「群体性事件」（騒乱事件）は18万件に上るという（注16）。その中心を占めるのは土地の強制収用に抗議する農民の関わる事件である。

「群体性事件」多発の背景にあるのは、言うまでもなく貧困と貧富の格差の拡大である。世界銀行は2011年レポート「貧困削減：ブラジル、中国、インド比較」で、1981-2005年の間に、3カ国とも、1日1.25ドル以下で暮らす絶対貧困層の対総人口比率は低下しているが、その程度は、中国84%⇒16%、ブラジ

ル17%⇒8%、インド60%⇒42%と、中国のパフォーマンスが際立っている、と評価している。まさに改革・開放以降、中国政府が進めてきた「貧困削減プロジェクト」の成果だといえよう（注17）。しかし、同時にこの数字は中国にはなお2億80万人の絶対貧困人口が存在することを教えている。絶対貧困人口や分厚い低所得層の存在は貧富の格差を拡大させている。2012年12月、西南財経大学・人民銀行金融研究所はジニ係数が0.61（2010年）に達しているという驚くべき共同調査結果を発表した（注18）。これに対し、2013年1月、国家統計局が12年ぶりにジニ係数の公表に踏み切ったが、2010年0.481、2012年0.474とこれも警戒ライン上の厳しい数値となっている（注19）。表1は世界銀行が2008年に発表した2004年の中国のジニ係数0.469と、そのもとでの所得階層別の所得占有度である。

表1. 中国のジニ係数:2004年46.9%		
同ジニ係数のもとでの所得の階層別シェア		
		Percentage share of income
Lowest	10%	1.6
Lowest	20%	4.3
Second	20%	8.5
Third	20%	13.7
Fourth	20%	21.7
Highest	20%	51.9
Highest	10%	34.9

出所. 2008 World Development Indicators/the World Bank

これによれば、上位20%の所得階層が全所得の過半を占有しているのに対し、下位20%の所得階層は全所得のわずか4.3%を分け合っているに過ぎないことが分かる。

その結果、楊継繩の研究によれば中国の社会階層は表2のようになる。

表2. 中国社会階層モデル表〔20世紀末〕

—割合と人数は経済活動従事者総数7億9243万人(2008年)に占める各階層の人数と割合—

	割合	人数(万人)	職種と地位
上級階層	1.5%	約1200	政府トップ(8.66)、国有銀行・大型事業単位責任者(8.38)、大企業経営者(8.10) 私有大企業経営者(7.82)
上・中級階層	3.2%	約2500	科学思想芸術高級知識人(7.40)、中・高級幹部(7.02)、中企業経営者(6.24) 私有中企業経営者(6.34)、外資系企業管理職(6.32)、国家独占産業中企業 管理層(6.24)
中級階層	13.3%	約10500	一般工程技術者・科学研究従事者(5.52)、一般弁護士(5.90)、大学・高校教師(5.52) 一般文芸従事者(5.88)、一般ジャーナリスト(5.88)、一般機関幹部(5.54)、一般企業 中下層管理人員(4.64)、小型私有企業経営者(5.34)、個人工商業者(4.98)
下・中級階層	68.0%	約56000	生産第一線ワーカー(3.24)、農民工(2.24)、農民(2.14)
下級階層	14.0%	約11000	都市部レイオフ労働者・失業者(1.62)、農村困難家庭(1)

注記. ①職種毎の()内の数値は、「資産」、「権力」、「社会的評価」のそれぞれで最下級の「農村困難家庭」を1とした場合の係数を出し、3つの係数を加重平均した数値である。「上級階層」は7.82~8.66、「中・上階層」は6.24~7.40、「中階層」は4.64~5.90、「中・下階層」は2.14~3.24、「下階層」は1~1.62、とされている。

②「事業単位」とは中国独特の区分で、国家機関でもなく、国有企業でもない国営事業、具体的には教育・衛生・報道・文化事業等を指す。

③一般機関幹部は国・地方政府機関、党、社会团体等の中下層人員を指す、一般公務員を指す。レイオフは一般に国有企業改革過程でリストラされ、転職できなかった事実上の失業者のこと。

出所. 楊繼繩『中国当代社会階層分析』江西高校出版社、2011年、351頁、「表15-1」が大きな表の為、筆者の責任で「職種と地位」欄を簡略に加工し、作図した。

この階層表は、全国就業者総数の82%を占める生産第一線に従事する労働者・非正規労働者・農民・農民工（その総数6億7000万人）を底辺に、まさに中国には「ピラミッド型」の社会が形成されていることを示しており、2013年2月5日国務院がゴーサインを発した「所得分配改革」に関する文件が指摘するように、中間が分厚い「オリーブ（橄欖）型」の社会への編成替えが切実に求められているのである（注20）。

ところで、絶対的貧困人口の減少と経済格差拡大の同時進行とはどのような関係にあるのであろうか。それは一言でいえば、貧困人口の減少の一方で貧困が再生産されているということにほかならない。

現代中国における貧困の再生産

農村における貧困というと、辺境地域や山岳高地など劣悪な自然条件にある地域、少数民族地域がクローズアップされがちであるが、農村一般地域における貧困の再生産にも着目しなければならない。中国の農村土地所有制は「集团的土地所有」という不安定な制度

であり、本来的には個々の農民の集合体としての土地所有という意味である。しかし、現実にはその集合体は村民委員会であったり、郷鎮企業であったり、協同経営体であったりする。往々にして、農民全体の意思とは別のところで、集団を僭称する一部の人々が地方政府や企業体と結託して土地収用や売却を行っているのである。そこでいつの間にか耕作地を取り上げられる農民が生まれる。現在、土地を失った失地農民は4000~5000万人に達しており、今後2030年までに1億1000万人に達すると見込まれている（注21）。論理的には、彼らは都市化の波に吞まれていくという想定であるが、失地農民の多くは就業が困難で、社会保障にも恵まれない状態にある。そもそも、土地譲渡金は地方政府の予算外収入の主要ルートであり、低価格で収用され、開発によって生み出された利益は15兆元にも達しているが、そのうち補償金として農民の手に渡ったのは5%に過ぎないのである（注22）。

都市でも貧困は再生産される。1990年代末の国有企業改革で断行された前代未聞の「リ

ストラ・プロジェクト（再就業工程）」によって約 3000 万人が国有企業従業員という地位を失った。しかし、かれらの転職には困難が伴い、転職に成功する場合もほとんどが非正規就業で、農民工の大量流入と並んで中国の都市に非正規就業群を拡大したのである。

経済成長すれば貧困は自動的に消滅するというのが過りであると同様に、「貧困削減による底上げ」が続いていけば、いずれ貧しかった地域も北京・上海・天津のようなレベルになり、経済格差は消滅するというような議論は誤りであり、経済格差もまたそれを是正していくための独自の対応が必要だということなのである。市場経済がもつ不安定性が貧困を再生産する必然性にも注目していかなければならない。

本稿の 1 で筆者は次のように述べた。江沛教授の「資源分配不均等、利益分配失衡、収入分配不公」が今日のキー問題であるのご指摘は極めて重要である。前述した文化大革命時期の「下層民衆による異議申し立て」というのはこのキー問題とかかわる問題である。「資源分配不均等、利益分配失衡、収入分配不公」が、なぜ開明的な改革・開放の時代にこのように存在し、拡大しているのか。現在も民衆が至るところで「異議申し立て」を行っていることに対して、政権はなぜかくも鈍感であるのか、という問題なのである。

理性獲得に向かう社会的抵抗と究極的には暴力に依存する政権

地方政府による農民の土地に対する強制収用と開発が多大の富を生み出し、それに絡んだ不正、汚職と腐敗が特権階層を生み出していることは、中央政府は知り尽くしている。この地方政府の成長主義が金融リスクの温床となっていることも周知の事実である。これらに対し、適度に調整を加えてリスクを回避し、安定確保に努めるという手法も手の内の

ものと考えられているのであろう。しかし、この過程で公民の富の源泉ともいべき土地と労働に対する権益が日々侵犯されている結果、経済格差が拡大しているのである。もっとも重要なことは中国の庶民がすでに問題の所在を知り抜いていることにある。法治社会の未成熟の象徴ともいべき戸籍制度によって「先富」の外部におかれ、さらに土地喪失の危機にさらされている農民、出稼ぎ農民として「2等市民」に甘んじなければならぬ農民工はもとより、都市に成熟する市場経済の真ただ中で、生活・環境・生命を守る公民としての権利を主張し始めている都市民も含めて、国政の主体的存在として目覚めつつあるかれら国民諸層は、すでに問題の所在を知り抜いているのである。「群体性事件」の激発はこのことをこそ物語っているのである。

このような「社会的抵抗」もしくはその萌芽は、文化大革命以前にも文革当時にも存在した。公民としての権利が損なわれるところに「社会的抵抗」は不可避だからである。文革当時との大きな違いは、彼らがもはや「政治動員」という舞台を必要としないことである。それだけ「社会的自治」能力が高まっているのである。情報化社会の進展もこの過程を加速している。これに対して政権のほうはどうか。「群体性事件」の発生に対して、政権の側が真っ先に取った対応は旧態依然たるものであった。弾圧体制の先行である。自然災害・事故災害・公共衛生事件・社会安全事件を対象とする「国家応急預案体系」が國務院「国家突発公共事件全体応急預案」（2006年1月）をはじめ、中央軍事委員会などでも着々と整備されている（注23）。「群体性事件」は常に権力構造と対峙せざるをえず、多くの場合、公安さらには人民解放軍によってねじ伏せられるのであるが、次第に法律をはじめ理性的性格を習得しつつあり、社会的抵

抗が成長しているのに対して、政権側こそ暴力をテコに対応しようとしているのである。

おわりに

楊麗君は、改革・開放期における制度的空間配置の変化は社会運動を毛沢東期の政治動員型から「①社会的自発性、②区域性と分散性、③抗議対象の多様化といった特徴を備えるもの」に変えつつある、と指摘していた。確かに楊麗君の指摘は、現在の「群衆性事件」のもつ重要な特徴を浮かび上がらせている。それでは、楊麗君が指摘する制度的空間配置の変化とはどのようなものであろうか。改めて引くと、①私的領域の存在と発展を国家が容認し、それにより国家と社会が一体化する制度的空間配置が解体されたこと。②私的領域の存在と発展により、社会成員は公的領域だけでなく私的領域でも公民権がえられるようになったこと。③国家機構、国家法制、共産党内部の制度など国家制度の成熟と社会の制度化の進展（半政府的とはいえ社会団体の自主権の増大）、国家と社会の相互作用における制度化（基層レベルでの人民の政治参加、幹部任前公示制度）による民意の反映の進展。④政治動員の廃止、であった。ここでも確かにそれ以前の制度的空間配置の狭小性、固定性、未成熟に比べて、民意の発露にとっての有意性をもった変化が認められよう。しかし、このような制度的空間配置の下でなお公民の権益が損なわれ、「群衆性事件」が激増していることこそ、われわれが解明しなければならぬ課題なのである。

現在の中国の制度的空間配置において最も欠如しているのは、政権の意思決定とその行使に対して、国民が客体的な立場に止め置かれ、意思決定の主体に成りえないばかりか、政権の判断に誤りがあった場合にもそれを批判し、その意思決定を覆す権限を持ちえないことである。国家権力の意思と国民の意思と

の相互交通を保証する制度的機能が欠如しているが故に、「群衆性事件」が絶えないのである。

改革派のある人士（呉曉靈）は次のように指摘している。「中国には市場の見えざる手よりも、政府の見える手が多すぎます。政府は公平な競争環境を整え、貧しい人の生活を保障するのが大きな仕事です。企業や庶民が自分でやれることは、任せるべきです。今の社会は矛盾がとても多い。政府が13億人のあらゆることを管理しようとするのは限界があります。庶民が築いた（地域コミュニティなどの）組織と向き合うほうが話し合いや妥協もしやすい」（注24）。この指摘は「群衆性事件」の発生までに問題を解決する現実的道筋を示して、説得的であり、広く実行に移されるべきである。しかし、より重要なことは、国家権力の意思と国民の意思との相互交通を保証する制度的機能が欠如した体制であることを政権の側が自覚すること、そしてその欠落を根本的に補正する究極の政治改革に着手することである。「社区」や官製団体（党の外縁団体）・半官製諸団体（NPO・NGOを含む）を対話と協議の対象とすることを評価しないわけではないが、政権のあらゆるレベルで「群衆性事件」の当事者と対話し、協議を重ね、意思決定とその是正に、彼らの意思を取り込んでいくことが何より求められているのである。それこそが政治改革の実質なのである。

50年代、60年代の中国も、文革期の中国も、その後の中国も、最大の問題は国民、人民が客体化されているところにある。前衛党の指導の絶対性、前衛党の無謬というのは幻想でしかない。意思決定の主体、意思決定された政策、方針の実行主体は国民大衆であり、公民なのである。

注記

1. 先行研究については、日本の近年の文化大革命研究について論じた山本恒人「中国文化大革命再考—研究史の側面から—」『近きに在りて(近現代中国をめぐる討論の広場;)』51号、2007.6(発行者野澤豊)を参照されたい。
2. 江沛「伝統価値、社会問題視野下の中国“文化大革命”」愛知大学国際中国学研究センター(ICCS)国際シンポジウム資料集『三つの世代を越えて見えてくるもの:文革世代、六四世代、そして八〇後世代へ』43-44頁。
3. 内田樹(神戸女学院大学名誉教授・朝日新聞紙面審議会委員)「領土問題緊迫化」『朝日新聞』2012年9月11日。
4. 山本恒人『現代中国の労働経済 1949-2000 「合理的低賃金制」から現代労働市場へ』創土社、2000年、第4、第5章。
5. 中兼和津次『中国経済発展論』有斐閣、1999年、61頁。
6. 小島麗逸『中国の経済と技術』勁草書房、1975年。
7. 山本・2000、248頁。
8. 誤解を避けるためにこの「毛沢東支配下の現実的矛盾」という表現について、断り書きをしておきたい。楊曦光が執筆した「中国はどこへ行く?」(1968年1月、竹内実編『文化大革命』平凡社、1973年、344-353頁)には、「毛沢東支配下の現実的矛盾」という用語はどこにもない。「湖南省無聯」と楊曦光に一貫して光を当てた渡辺一衛は、「文化大革命研究会」が編んだ『文化大革命と現代中国・I(資料と改題)』と『文化大革命と現代中国・II(資料と改題)』でそれぞれ解題者を務めた。後者では、渡辺は「湖南文革と上山下郷運動」という表題で解題を書き(82-85頁)、加々美光行が多数の文件を翻訳している(86-146頁)。その翻訳文、趙聡「<湖南省会無産階級革命派聯合委員会>〔省無聯〕の成立と壊滅」同著『文革運動歷程述略』第3巻、友聯研究所、1975年の中で、

- 趙聡が1969年に香港に脱出してきた上山下郷運動知識青年造反組織の指導者だった黄風(ペンネーム)が、香港の紙誌に「省無聯」と楊曦光について記した言葉として、紹介している、『文化大革命と現代中国・II(資料と改題)』(アジア経済研究所所内資料、調査研究部 No.57-2、1983年3月)、127頁。「中国はどこへ行く?」の思想が「社会の現実的問題」すなわち「毛沢東支配下の現実的矛盾」を解決することにあつたことを極めて明示的に述べた重要な資料である。
9. 楊麗君『文化大革命と中国の社会構造—公民権の配分と集団的暴力行為—』御茶の水書房、2003年、77-94頁。
10. 楊麗君・2003、96頁。
11. 楊麗君・2003、333-338頁。
12. 楊麗君・2003、338-344頁
13. 楊麗君・2003、344頁。
14. 楊麗君・2003、345、347頁。
15. 楊麗君・2003、352頁。
16. 『東京新聞』2013年8月6日。NHKの2012年11月8日「クローズアップ現代」は「年間20万件以上発生している」と伝えている。『社会藍皮書・2005』は「1993年から2006年の間に、大衆的騒擾事件が1万件から6万件に増加している」としていたから、空前のテンポで増加していることが明らかである。
17. 金森俊樹「経済大国中国の貧困問題」『大和総研アジアインサイト』2012年4月13日。
18. 『日本経済新聞』2012年12月11日、『MSN産経ニュース』2012年11月10日。
19. 「馬建堂就2012年国民経済運行情況答記者問」『中華人民共和国国家統計局HP』2013年1月18日。
20. 「国務院転発展改革委等部門關於深化分配制度改革若干意見的通知」(国發〔2013〕6号)『中国政府網』2013年2月5日。
21. 財経網「社科院報告指中国失地農民已達4000万~5000万」2011年8月9日、URL:

<http://finance.sina.com.cn/g/20110809/101710285230.shtml>。

22. 網易網『土地換戸口是陷穽不是餡餅』2011年10月6日、URL ;

<http://news.163.com/special/reviews/landlessfarmers.html>。

23. 宇野和夫「中国騒乱事件の新傾向と軍隊介入の制度化」『中国研究月報』第61巻6号2007年。

24. 吳曉靈「(インタビュー) 中国とアベノミクス」『朝日新聞』2013年6月5日。吳女史は元中国人民銀行副総裁、現全国人民代表大会財政經濟委員会委員、清華大学五道口金融学院院長。